

(様式2)

計画作成年度	平成28年度
計画変更年度	平成30年度
計画主体	静岡県 沼津市

沼津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 沼津市農林農地課
所在地 静岡県沼津市御幸町16-1
電話番号 055-934-4751
FAX番号 055-933-1412
メールアドレス nourin@city.numazu.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、ハクビシン
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	静岡県沼津市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	野菜	3,000	150
	イモ類	5,000	100
	果樹	4,000	250
小 計		12,000	500
ニホンジカ	野菜	8,000	300
	イモ類	1,500	30
	果樹	3,200	100
小 計		12,700	430
サル	果樹	800	30
	野菜	3,000	200
小 計		3,800	230
カラス	果樹	700	45
	野菜	1,300	100
小 計		2,000	145
ハクビシン	果樹	800	40
	野菜	1,000	50
小 計		1,800	90
合 計		32,300	1,395

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生している。主に春から夏にかけての被害が深刻である。被害地域は、香貫山をはじめ、浮島地区から戸田地区まで市内全域に広がる。作物への被害は、浮島地区ではイモ類、愛鷹地区では野菜全般、西浦・戸田地区では果樹といったように地域によって被害を受ける作物が異なる。また、香貫山付近では人家の庭先にまで出沒し、土を掘り起こしたり、石垣を崩したりと住民の生活を脅かす状態となっている。

捕獲数は年々増加しているが、個体数は依然として減少していないと推定され、今後更なる被害の拡大が懸念される。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。被害地域は、愛鷹山麓を筆頭に、横山・徳倉山、内浦・西浦地区、戸田地区にまで及んでいる。

愛鷹山麓や横山・徳倉山では主にハウレンソウ等の野菜の被害が多数発生している。長泉町との境での被害が特に深刻で、年間を通して被害報告が絶えない。

内浦・西浦地区、戸田地区では、みかんの木の樹皮を剥がされる被害が深刻である。特に戸田地区の被害が甚大である。

また、農作物被害以外に秋から冬にかけて道路への飛び出しによる交通事故が多発している。事故の大半は国道付近で発生しており、大事故につながりかねない状態となっている。

③サル

愛鷹山麓、戸田地域に生息し、畑の作物を荒らす被害が多発している。被害作物は主に野菜と果樹である。群れで行動するため、1日で畑が壊滅的状态になってしまう。

近年、浮島地区に出沒していた群れが複数に分かれてしまい、被害区域が拡大している。また、民家や学校の近くにまで出沒するようになり、今後更なる被害が懸念される。

④カラス

果樹や野菜などの農作物の食害のほか、ごみ捨て場のごみ荒らしや、鳴き声による公害及び糞害など市民生活への害を引き起こしている。群れで行動するため、一度で大きな被害となる。

また、公園やアパートの屋上に巣を作り、雛を育てる時期は威嚇だけでなく攻撃してくるため、近隣住民の生活に悪影響を及ぼしている。

⑤ハクビシン

市街地での被害が多く報告されている。果樹を中心とした農作物の食害のほか、人家の屋根裏や縁の下への侵入・糞害など、市民生活への被害をもたらしている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成26年度）		目標値（平成30年度）	
	被害金額 （千円）	被害面積 （a）	被害金額 （千円）	被害面積 （a）
イノシシ	12,000	500	8,400	350
ニホンジカ	12,700	430	8,890	300
サル	3,800	230	2,660	160
カラス	2,000	145	1,400	100
ハクビシン	1,800	90	1,260	62

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>沼津市有害鳥獣捕獲隊への有害鳥獣捕獲依頼に対し報償金の支払を行っている。また、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、捕獲頭数に応じて報償金を支払っている。</p> <p>香貫山については、別に年6回の捕獲の委託を行い、また、サルについては、捕獲1匹につき1万円の報償金の支払を行い、個体数の削減に努めている。</p> <p>捕獲の担い手の高齢化や人員の減少が深刻化しているため、新規に狩猟免許を取得した者に対し補助金を支払うなど人員の確保に努めている。</p> <p>沼津市有害鳥獣捕獲隊に頼るだけでなく、市としても猪捕獲用の檻を購入し、独自に捕獲を実施している。</p> <p>近年深刻化しているハクビシン等の中型鳥獣被害に対応するため小型の檻を購入し、捕獲を実施している。</p>	<p>高齢化による捕獲者の減少に伴い、猟友会員への負担が増大しているため、担い手の育成が急務となっている。</p> <p>捕獲の実施場所と農作物の被害場所がうまく一致しておらず、捕獲した頭数ほどの効果が被害量の減少として表れていない。被害農家と捕獲者の情報共有がうまく図られていないことが原因の1つと考えられる。市が間に入り、被害現場から捕獲実施場所を的確に定め、効率的な捕獲を進めていく必要がある。</p> <p>また、そもそも集落や農家からの鳥獣被害の報告が少ない（実際の被害の半分にも満たないと推測される）。小さな被害でも報告してもらえる体制の整備が必要とされる。</p> <p>市内でも地域によって獣種や被害状況が異なる。また、時季により出没場所も変わるので、わなは据え置きではなく、「移動式」を主として、対応していく必要がある。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払うことで、農家が防除に取り組むやすい環境を整備している。また、被害現場に可能な限り足を運び、電気柵等の有効性や設置方法を説明し、導入を検討してもらっている。</p>	<p>捕獲による個体数の削減が被害量の削減にうまく結びつかない現状を踏まえ、今後更に防護柵等による防除を推進していく必要がある。</p> <p>正しい防護柵の設置方法や管理方法を指導することで、農家ひとりひとりの防除に対する意識を高めていく必要がある。</p>
----------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>沼津市では被害防止計画において、平成30年度の被害軽減目標値を平成26年度の被害現状値に対して、おおむね30%減とし、被害面積を1,395aから977aに、被害金額を32,300千円から22,610千円に設定した。</p> <p>今後は、目標を達成するために、沼津市有害鳥獣捕獲隊による有害捕獲（捕獲対策）や農家自身が自分の畑を守るための防護柵等設置の推進（被害予防対策）、農地の放任作物の除去や、耕作放棄地の解消に関する啓発活動等（生息環境対策）を並行して実施していくとともに、沼津市鳥獣被害対策実施隊による市内住宅地等のパトロール、市民からの被害報告への初期対応、慎重な作業を要する市街地付近での捕獲活動等を実施する。</p> <p>また、市、農協、農家、猟友会等で鳥獣に関する情報の共有を図り、農作物の被害状況や正しい防除方法、効率的な捕獲方法について検討することで、鳥獣から農作物を守る環境の整備を図る。</p>

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>沼津市有害鳥獣捕獲隊（駿東猟友会沼津支部）との連携を密にし、効果的な捕獲を目指すとともに、市内における農作物の被害状況のデータを集約し、効果的に利用することで被害量の削減に向けて有効な捕獲を実施する。</p> <p>また、沼津市鳥獣被害対策実施隊は、慎重な作業を要する市街地付近での捕獲活動等を実施する。</p> <p>今後、猟友会員の高齢化・減少により、担い手不足が懸念されるため、農家による狩猟免許取得を奨励し、自らが捕獲を行う体制の構築を図る。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 市内における鳥獣の生息状況、被害状況の把握 捕獲の実施

	サル カラス ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・清水町との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟免許所持者に対する捕獲檻の貸与 ・捕獲の担い手確保・育成のために、狩猟免許試験の情報を広報等で周知し、又は新規取得者への経費の補助 ・捕獲技術を向上させるための勉強会の実施
29年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における鳥獣の生息状況、被害状況の把握 ・関係機関との連携による効果的な捕獲計画の策定 ・前年度に集約した生息状況・被害状況を利用した捕獲の実施 ・清水町との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟免許所持者に対する捕獲檻の貸与 ・捕獲の担い手確保・育成のために、狩猟免許試験の情報を広報等で周知し、又は新規取得者への経費の補助 ・サルの捕獲に注力し、囲いわなの導入について検討する
30年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・市内における鳥獣の生息状況、被害状況の把握 ・関係機関との連携による効果的な捕獲計画の策定 ・過年度に集約した生息状況・被害状況を利用した捕獲の実施 ・清水町との共同による有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟免許所持者に対する捕獲檻の貸与 ・捕獲の担い手確保・育成のために、狩猟免許試験の情報を広報等で周知し、又は新規取得者への経費の補助

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>近年、香貫山を始めとし、市内全域で多大な被害をもたらしている。香貫山に関しては、市としても積極的に捕獲に取り組む。</p> <p>今後も被害の拡大が懸念されるため、捕獲計画数を過去5年間の捕獲実績の平均値（87.8頭）の1.5倍程度である135頭としたが、平成29年度は265頭を捕獲し、平成30年度は12月末現在で256頭を捕獲しており、イノシシの目撃情報も増加していることから280頭の捕獲を目標とする。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>愛鷹山麓一帯と戸田地区での被害が甚大。個体数削減のために、主にメスジカを捕獲していく。</p>

今後も被害の拡大が懸念されるため、捕獲計画数を過去5年間の捕獲実績の平均値（108.2頭）の1.5倍程度である165頭としたが、平成29年度は130頭を捕獲し、平成30年度は12月末現在で188頭を捕獲しており、ニホンジカの日撃情報も増加していることから210頭の捕獲を目標とする。

③ サル

捕獲実績は状況によって様々。近年、浮島地区においてサルの被害が深刻になっている。群れが分かれたこともあり、今後更に被害が拡大することが予想されるため、今までと同様に捕獲していく。過去5年間の捕獲実績（平成22年 5頭、平成23年 16頭、平成24年 10頭、平成25年 20頭、平成26年 0頭）から、捕獲計画数を20頭とする。

④ カラス

年間を通じて被害報告を受けるため定期的に捕獲していく。過去5年間の捕獲実績（平成22年 259羽、平成23年 207羽、平成24年 226羽、平成25年 225羽、平成26年 54羽）は26年度を除けば安定した羽数になっており、被害報告や苦情も減少傾向にある。今後の捕獲計画数を過去5年間の捕獲実績の平均値（194.2羽）と同程度の羽数とし200羽とする。

⑤ ハクビシン

過去5年間の有害捕獲実績（平成22年 7頭、平成23年 5頭、平成24年 5頭、平成25年 6頭、平成26年 12頭）は10頭弱だが、近年市街地にまで生息していると報告がある。また、業者に依頼して捕獲を試みる住民も増加していることもあり、今後捕獲頭数の増加が予想される。こうした状況を考慮し、捕獲計画数を15頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	135	135	135
ニホンジカ	165	165	165
サル	20	20	20
カラス	200	200	200
ハクビシン	15	15	15

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて4月1日から翌年の3月31日までイノシシ、ニホンジカ、カラス、ハクビシンを対象として有害鳥獣捕獲を行う。銃器に比べてわなによる捕獲の方が効率的なため、わなによる捕獲を主として実施するよう指導する。

サルについては、沼津市有害鳥獣捕獲隊と相談しながら捕獲時期を決定する。銃器を使用した有害鳥獣捕獲を行う。

また、沼津市鳥獣被害対策実施隊の活動として実施するICTを活用した

大型捕獲檻による捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沼津市全域	権限委譲済み

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ・ニホンジカ	事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(35件を目標とする) 適切な設置・管理方法を指導する	事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(40件を目標とする) 適切な設置・管理方法を指導する	事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(40件を目標とする) 適切な設置・管理方法を指導する

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン	農協や森林組合などを通じて農林業者への聞き取り調査を行い、被害の実態・鳥獣の生息場所を把握する。 ほ場周辺の雑草の定期的な刈り込み、ほ場の作物残さや未収穫農作物を放置せず処理するといった啓発を行い、鳥獣が住み着かない環境を整備する。 定期的な追い払いや忌避剤等を利用した防止対策等も実施する。 野生鳥獣の生態、被害対策などの知識や技術を学ぶことのできる学習会を開催し、地域住民や農林業者が自ら守る体制を構築する。併せて、捕獲の担い手の育成に取り組む。
29年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン	前年に引き続き農協や森林組合などを通じて農林業者への聞き取り調査を行い、被害の実態・鳥獣の生息場所を把握する。前年のデータは集約後、関係者にフィードバックし有効利用する。 ほ場周辺の雑草の定期的な刈り込み、ほ場の作物残さや未収穫農作物を放置せず処理するといった啓発を行い、鳥

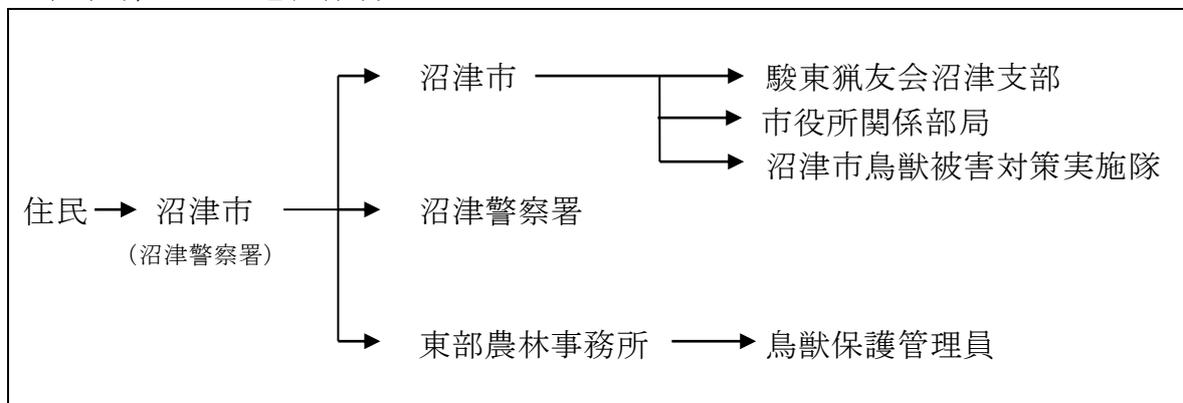
		<p>獣が住み着かない環境を整備する。</p> <p>定期的な追い払いや忌避剤等を利用した防止対策等も実施する。</p> <p>鳥獣被害対策用の商品を扱う業者を数社呼んで、農家や市民に実際の捕獲器等に触れてもらい、防除に対する意識を高めてもらう。</p>
30年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン	<p>28年度、29年度に実施した内容を精査し、効果的だった事業を引き続き、実施する。</p> <p>子供向けに鳥獣に関する勉強会を実施する。沼津にいる鳥獣の種類や防除の方法など簡単な内容を題材にして興味を持ってもらう。</p> <p>耕作放棄地をはじめとする有害鳥獣の住処となりうる場所の削減に努める。市が主体となるのではなく、地域住民を主体とした活動として実施していく。</p>

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
沼津市農林農地課	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの通報に基づく現場状況確認 関係機関（沼津警察署、静岡県、鳥獣保護管理員市関係部局等）との連絡調整、対応方法の協議 地元自治会への注意喚起と情報提供
沼津警察署	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの通報に基づく現場状況確認 静岡県や沼津市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣
静岡県東部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの通報に基づき、関係機関（沼津警察署、沼津市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議
駿東猟友会沼津支部	<ul style="list-style-type: none"> 沼津市からの出動要請に基づき、現場状況の把握 （必要に応じて）捕獲・追い払いの実施に協力
沼津市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> 住民からの通報に基づく現場状況確認 （必要に応じて）捕獲・追い払いの実施に協力

(2) 緊急時の連絡体制



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	沼津市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
沼津市農林農地課	協議会の運営・提言
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害防止・捕獲に関する助言・指導・情報提供
南駿農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
伊豆の国農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
愛鷹山森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
戸田森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
駿東猟友会沼津支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
沼津市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員（沼津市担当）	鳥獣被害調査・捕獲に関する助言・傷病鳥獣の保護

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月1日に沼津市鳥獣被害対策実施隊を設置。猟友会員から選ばれた隊員と沼津市職員で構成する。

活動内容は、市内住宅地等のパトロール、市民からの被害報告への初期対応、慎重な作業を要する市街地付近での捕獲活動等、鳥獣被害防止対策に関わることを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会や部農会など地域団体の協力を得て、広域的な取り組みを実施する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、ニホンジカについては、食肉として利活用を目指し、方策を検討する。既に実施している自治体の視察等を積極的に行う。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

東部地域有害鳥獣被害対策連絡会及び伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会と連携し、被害防止対策に関する情報の提供や講演会、研修会などを開催する。捕獲においては、市、町の境を合同で実施できるように調整していく。
また、県内で不適切な電気柵の設置による感電事故が発生した事案を受け、安全確認のための正しい知識の普及や注意喚起等を関係機関と連携して行う。